# 国税庁企画課発表 平成23年分「会社標本調査 | 結果

この調査は、昭和26年分から始まり、以後毎 年実施しており今回で62回目になります。

この調査の目的は、企業の実態を明らかにす ることにより租税収入の見積りを行い、税制改 正及び税務行政の運営等の基礎資料にすること にあります。その概要等を見てみましょう。

#### **概要**

平成23年度の法人数は約257万8,500社で前年 より0.3% (約8,300社) の減少となりました。

欠損法人割合は72.3%となっており前年度よ り0.5%減少しました。業種別の欠損法人割合を 見ると、高い方から順番で料理飲食旅館業、繊 維工業、出版印刷業の順、低い方からは不動産 業、卸売業、運輸通信公益事業となっています。

利益計上法人について、業種別の所得率を見 ますと、鉱業 (23.4%) が最も高く、次いで不動

産業 (9.7%)、運輸通信公益事業 (7.0%) の順 となっています。法人税額は前年度より+2.9% (2,427億円) 増加しました。所得税額控除額は +0.2% (29億円)、外国税額控除額は+47.2% (1,387億円) 増加しています。

#### □交際費等

交際費等は前年度に比べて2.0% (575億円) 減少しました。税法上損金算入額は1兆1,447億 円で支出額に占める割合は39.8%でした。営業 収入10万円当たりでは交際費は226円となって います。

#### □寄附金

寄附金の支出額は前年度に比べて+3.0% (211億円) 増加しました。総額7,168億円は、 最高額だった前年度をさらに更新しました。東 日本大震災の影響で被災地などへの寄附金が増 加したものとみられます。

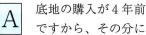
営業収入10万円当たりでは寄附金は56円が 平均となっていますが、業種別では化学工業が 一番多くて、125円、次いで不動産業が79円で 続いています。

### - ナマの税務相談室

懸案の不動産の売却 Q) 処分がやっと終了し 今度は税金のことが気にな りまして、ご相談に伺いま した。

## 底地取得後の 不動産の売却

不動産の仲介料186 万円と家屋の取り壊 し費用が200万円です。



対応する収入は短期譲渡です。収入は6,000万 円の30%で1.800万円です。

取得費は1,500万円。仲介料186万円の30%の 55.8万円、取り壊し200万円の30%で60万円、 費用合計を1.800万円から控除すると184.2万円 です。居住用特別控除額を優先適用して短期譲 渡所得はゼロです。

借地権相当部分の収入は4,200万円で取得費は 5%で210万円です。譲渡費用の仲介料と取り 壊し費用の各々70%合計480.2万円を差し引くと 3.719.8万円です。ここから特別控除残額2815.8 万円を差し引くと904万円が長期譲渡所得にな るわけです。所得税、住民税併せ軽減税率14% を適用し、126万5,600円の税金です。

(所基通33-11の3)

ご苦労様です。

当然、税も気になりますね。



実は今回父から相続した居住用家屋(建 築 25 年経過) を6.000万円で売却しまし

た。

4年前に借地更新契約時期が到来したもので すから底地の買取交渉を致し、この近辺は路線 価の底地割合が30%ということで更地時価の30 %に当たる1,500万円で購入いたしました。



居住用の不動産を売却した場合、居住用 特別控除が限度額3,000万円があること。 また、譲渡所得には不動産の取得時期により短 期譲渡か長期譲渡かの区分問題がありそれに基 づき税金を計算することが注意事項です。譲渡 経費等は如何でしたか。

ナマの税務相談室